

由利高原鉄道の貸切バス ふれあい号で行く

三陸海岸

バスガイド

&添乗員付

毎年大好評のふれあい号ですが、
今年は「貸切バスでの旅」と
少し形を変えての開催となりました。

1泊2日の旅

平成24年

旅行日

11/23(金)~24(土)

募集
人員

80名(最少催行人員 60名)

旅行
代金

羽後本荘駅発
大人お一人様

29,500円 (一部屋
4~5名
利用)

※お部屋の3名利用はお一人1,050円追加、2名利用はお一人3,150円追加となります。(旅行代金の中は、バス代・バス車中での飲み物代・1日目の昼食・夕食宴会代・宿泊代・2日目の朝食代・観光施設入場料が含まれます。)



飲み放題
付き

日	23 金	8:00発	8:30発	18:00着
程	24 土	8:45発	18:00着	18:30着
		羽後本荘駅	矢島駅	浄土ヶ浜パークホテル
		ホテル	三陸鉄道	矢島駅
			釜石観音	羽後本荘駅
			復興市場で昼食	
			とおの昔話村	

お申込み・お問合せ先

由利高原鉄道株式会社

TEL: 0184(56)2236 / (56)2736

FAX: 0184(56)2850

●旅行企画・実施／由利高原鉄道 旅行センター(秋田県知事登録旅行業第2-106号) ●秋田県由利本荘市矢島町七日町字羽坂21-2 総合旅行業務取扱管理者 熊谷郁子

(きりとり)

11月23日発 ふれあい号 参加申込用紙

お振込 ・ ご持参 ・ お申込金⇒後日全額支払い

29,500円×	人=	円	①代表者氏名	(才)
30,550円×	人=	円	代表者住所 〒	
32,650円×	人=	円	代表者電話番号	
円×	人=	円	②同行者氏名	(才)
ご旅行代金合計		円	③同行者氏名	(才)
備考			④同行者氏名	(才)
			⑤同行者氏名	(才)

ご旅行代金のお支払い方法(3つあります)

- ①お申し込み後、「秋田銀行 矢島支店(普通)321064 由利高原鉄道株式会社」にお振り込みをお願いします。
- ②ご旅行代金全額を添えて羽後本荘駅・前郷駅・矢島駅に直接お申し込みください。
- ③お申し込み金(ご旅行代金お一人30,000円未満で6,000円・ご旅行代金お一人30,000円以上で12,000円)を添えてお申し込み後、
11月9日までに残金をお支払いください。 ※例えば…ご旅行代金お一人29,500円×4名様の場合、お申し込み金はお一人6,000円×4名様=24,000円となります。

旅行条件

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は係員にご請求ください。（H24.5版）

この旅行は由利高原鉄道旅行センター（秋田県知事登録旅行業第2-106号）（以下「当社」といいます。）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容、本旅行条件書、確定書面（最終日程表）ならびに当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

1. お申込み方法・条件と旅行契約の成立

(1)当社は、参加しようとする複数のお客様が責任ある代表者を定めた場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行います。(2)所定の申込書の提出とお1人様につき下記の申込金を添えてお申込みください。申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部又は全部として取り扱います。また、当社は電話、郵便及びファクシミリ、Eメールその他の方法による旅行契約の予約を受付けます。この場合、予約の時点では旅行契約は成立しておらず、当社が予約を承諾する旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に所定の申込書と申込金を提出していただきます。(3)旅行契約は、当社が契約を承諾し、申込金を受領した時に成立するものとします。(4)20才未満の方は親権者の同意書が必要です。15才未満の方は同伴者の参加を条件とすることがあります。お申込金：6,000円（旅行代金1万円以上3万円未満の場合）：お申込み金12,000円（旅行代金3万円以上6万円未満の場合）

2. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお支払いいただきます。これ以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

3. 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示された以下のものが含まれます。(1)航空機、船舶、鉄道など利用運送機関の運賃・料金(2)宿泊料金および税・サービス料金（特に記載がない限り、2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。）(3)食事料金および観光料金（バス等の料金、ガイド料、入場料金等）(4)手荷物運搬料金(5)団体行動中のチップ(6)添乗員同行コースの添乗員同行費用(7)空港施設使用料

*上期諸費用は、お客様のご都合により一部利用されなくても払戻しはいたしません。

4. 旅行代金に含まれないもの

第3項に記載したものの以外は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

(1)超過手荷物料金(2)クリーニング代、電話料、ホテルの従業員等に対するチップ、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用(3)ご自宅と集合・解散地間の交通費や宿泊費等(4)一人部屋追加代金(5)オプションツアーの代金等

5. 旅行内容・旅行代金の変更

当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。(2)お申込みいただいた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加いただくお客様の旅行代金が増減となる場合がありますのであらかじめご了承ください。なお、詳しくは係員におたずねください。

6. 旅行契約の解除

(1)お客様は、次の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。

◆ お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、下記取消料の対象となります。

旅行契約の解除期日	取 消 料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行にあつては10日目）にあたる日以降8日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降2日目にあたる日まで	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日	旅行代金の50%
旅行開始後または無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

(2)申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目、日帰り旅行にあつては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

7. 旅程管理及び添乗員等の業務

(1)添乗員の同行の有無は契約書面に明示します。(2)添乗員が同行しない旅行にあつては必要なクーポン類をお渡しいたします。旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行なっていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。

8. 当社の責任および免責事項

(1)当社は、当社または手配代行者の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1人様15万円を限度として賠償します。（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。）(2) お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社は責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等またはこれらによる日程の変更や旅行の中止 ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等またはこれらによる日程の変更や旅行の中止 ③自由行動中の事故 ④食中毒 ⑤盗難 ⑥運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更またはこれらによる日程の変更や目的地滞在時間の短縮

9. 旅程保証

(1)当社は契約書面および確定書面に記載した契約内容のうち、次のような重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1旅行契約につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。

①旅行開始日または旅行終了日 ②入場する観光地または観光施設、レストラン、その他の旅行目的地 ③運送機関の等級または設備のより低い料金ものへの変更 ④運送機関の種類または会社名 ⑤本邦内の出発空港または帰着空港の異なる便への変更 ⑥宿泊機関の種類または名称 ⑦宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件 ⑧前号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項

(2)ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。

①次に掲げる事由による変更の場合（但し、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。）ア 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変、戦乱、ウ 暴動、エ 官公署の命令、オ 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、カ 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供、キ 旅行参加者の生命または身体安全確保のために必要な措置

②契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

(3)当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等またはそれ以上の価値のある物品または旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

10. 特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅行中にその身体または荷物に被られた一定の損害について、補償金および見舞金を支払います。死亡補償金1,500万円、入院見舞金2～20万円、通院見舞金1～5万円、携帯品損害補償金 旅行者1名につき15万円以内。

11. お客様の責任

(1)お客様の故意または過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。(2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。(3)旅行開始後に、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異なること認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地において速やかに当社または旅行サービス提供機関にお申し出ください。

12. 個人情報の取扱い

(1)当社は、旅行のお申込みにあつてお預かりするお客様の個人情報につきまして、お客様との連絡、お申込み頂いた旅行の手配と旅行サービスの提供、当社の旅行契約上の責任や事故時の費用等を担保する保険手続のために利用させて頂くほか、お客様への商品やキャンペーンのご案内、ご意見・ご感想等のアンケートのお願いなどのために利用させて頂きます。(2)当社は、前項の利用目的の範囲内で、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している運送・宿泊機関および保険会社等に対し、お客様の氏名、年令、性別、住所、電話番号等の個人情報を、予め電子的方法で送信する等の方法により提供させて頂くことがあります。(3)また、旅行先でのお買い物等の便宜を図るため、お客様の氏名、住所及び帰路航空便名等を、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している免税店などの土産物店に対し、予め電子的方法で送信する等の方法により提供することがあります。(4)このほか、当社がデータ処理や案内業務を委託している業者にお客様の個人情報を委託することがあります。(5)申込書、参加者名簿、お伺い書等の記載内容に誤りがあった場合、旅行の手配やサービスの提供等に支障を来す恐れがありますので、正確な記入をお願いします。(6)個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、個人情報の訂正・追加・削除、個人情報の利用の停止、個人情報の消去または第三者への提供の停止等をご希望の場合は、本旅行条件説明書に記載しております取扱事業所へお申し出下さい。なお、個人情報管理責任者は当社春田啓郎となります。

13. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。但し、交替に際して発生した実費についてはお客様にお支払いいただきます。

14. その他

(1)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。(2)当社はお客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明したときは、お申込をお断りする、あるいは旅行契約を解除することがあります。(3)お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任でご購入ください。(4)この旅行条件・旅行代金は平成24年9月26日現在を基準としております。



新型車両 YR3000 元気に運行中!!



お申込み・お問合わせは

秋田県知事登録旅行業第2-106号

旅行企画・実施

由利高原鉄道旅行センター

社団法人全国旅行業協会正会員 総合旅行業務取扱管理者：熊谷郁子

営業日●平日 営業時間●10:00～17:00

秋田県由利本荘市矢島町七日町字羽坂21-2

電話申込 0184-56-2236

FAX申込 0184-56-2850

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。